

目 次

| | |
|---|----|
| 1. 会期日程表 | 1 |
| 2. 令和2年5月13日（水曜日） | 5 |
| 3. 議事日程 | 5 |
| 4. 開 会 | 9 |
| 5. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 9 |
| 6. 日程第2 会期の決定 | 9 |
| 7. 日程第3 市長あいさつ | 9 |
| 8. 日程第4 市長提出議案上程（議第38号から議第45号まで） | 13 |
| 9. 日程第5 提案理由の説明 | 13 |
| 10. 日程第6 報告（2件） | 18 |
| 11. 日程第7 議案の委員会付託 | 19 |
| 12. 日程第8 委員長報告 | 21 |
| 13. 日程第9 質疑・議員間討議・討論・採決（議第38号から議第45号 まで） | 28 |
| 14. 閉 会 | 32 |
| 15. 署 名 欄 | 33 |

令和2年第3回玉名市議会臨時会会期日程表
(会期 5月13日の1日間)

| 月 | 日 | 曜 | 開議時刻 | 会議別 | 摘 要 |
|---|----|---|-------|-----|---|
| 5 | 13 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告（2件） 議案の委員会付託 委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告 |

第 1 号

5月13日 (水)

令和2年第3回玉名市議会臨時会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

令和2年5月13日（水曜日）午前10時開会

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 市長あいさつ

日程第4 市長提出議案上程

（議第38号から議第45号まで）

議第38号 専決処分事項の承認について 専決第3号

玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第39号 専決処分事項の承認について 専決第4号

令和元年度玉名市一般会計補正予算（第9号）

議第40号 専決処分事項の承認について 専決第5号

玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議第41号 専決処分事項の承認について 専決第6号

玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議第42号 専決処分事項の承認について 専決第7号

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第43号 専決処分事項の承認について 専決第8号

玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第44号 専決処分事項の承認について 専決第9号

令和2年度玉名市一般会計補正予算（第1号）

議第45号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第2号）

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（2件）

報告第5号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第6号 令和元年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第7 議案の委員会付託

（休憩中委員会）

日程第8 委員長報告

1 総務委員長報告

2 建設経済委員長報告

3 文教厚生委員長報告

日程第9 質疑・議員間討議・討論・採決

(議第38号から議第45号まで)

- 議第38号 専決処分事項の承認について 専決第3号
玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第39号 専決処分事項の承認について 専決第4号
令和元年度玉名市一般会計補正予算(第9号)
- 議第40号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第41号 専決処分事項の承認について 専決第6号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第42号 専決処分事項の承認について 専決第7号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第43号 専決処分事項の承認について 専決第8号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第44号 専決処分事項の承認について 専決第9号
令和2年度玉名市一般会計補正予算(第1号)
- 議第45号 令和2年度玉名市一般会計補正予算(第2号)

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程

(議第38号から議第45号まで)

- 議第38号 専決処分事項の承認について 専決第3号
玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第39号 専決処分事項の承認について 専決第4号
令和元年度玉名市一般会計補正予算(第9号)
- 議第40号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第41号 専決処分事項の承認について 専決第6号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 4 2 号 専決処分事項の承認について 専決第 7 号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 3 号 専決処分事項の承認について 専決第 8 号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 4 号 専決処分事項の承認について 専決第 9 号
令和 2 年度玉名市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 4 5 号 令和 2 年度玉名市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 報告 (2 件)
- 報告第 5 号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 6 号 令和元年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議案の委員会付託
(休憩中委員会)
- 日程第 8 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第 9 質疑・議員間討議・討論・採決
(議第 3 8 号から議第 4 5 号まで)
- 議第 3 8 号 専決処分事項の承認について 専決第 3 号
玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 9 号 専決処分事項の承認について 専決第 4 号
令和元年度玉名市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 議第 4 0 号 専決処分事項の承認について 専決第 5 号
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 1 号 専決処分事項の承認について 専決第 6 号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 2 号 専決処分事項の承認について 専決第 7 号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 3 号 専決処分事項の承認について 専決第 8 号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 4 号 専決処分事項の承認について 専決第 9 号
令和 2 年度玉名市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 4 5 号 令和 2 年度玉名市一般会計補正予算 (第 2 号)

閉 会 宣 告

+++++

出席議員（20名）

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 坂本 公 司 君 | 2番 | 吉 田 真樹子 さん |
| 3番 | 吉 田 憲 司 君 | 4番 | 一 瀬 重 隆 君 |
| 5番 | 赤 松 英 康 君 | 6番 | 古 奥 俊 男 君 |
| 7番 | 北 本 将 幸 君 | 8番 | 多田隈 啓 二 君 |
| 9番 | 松 本 憲 二 君 | 10番 | 德 村 登志郎 君 |
| 12番 | 西 川 裕 文 君 | 13番 | 嶋 村 徹 君 |
| 14番 | 内 田 靖 信 君 | 15番 | 江 田 計 司 君 |
| 16番 | 近 松 惠美子 さん | 18番 | 前 田 正 治 君 |
| 19番 | 作 本 幸 男 君 | 20番 | 森 川 和 博 君 |
| 21番 | 中 尾 嘉 男 君 | 22番 | 田 畑 久 吉 君 |

+++++

欠席議員（なし）

+++++

欠 員（2名）

+++++

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|------------|--------|-----------|
| 事務局 長 | 松 本 留美子 さん | 事務局 次長 | 荒 木 勇 君 |
| 次長 補 佐 | 松 野 和 博 君 | 書 記 | 古 閑 俊 彦 君 |
| 書 記 | 入 江 光 明 君 | | |

+++++

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| 市 長 | 藏 原 隆 浩 君 | 副 市 長 | 村 上 隆 之 君 |
| 総 務 部 長 | 永 田 義 晴 君 | 企画経営部長 | 今 田 幸 治 君 |
| 市民生活部長 | 蟹 江 勇 二 君 | 健康福祉部長 | 竹 村 昌 記 君 |
| 産業経済部長 | 上 野 伸 一 君 | 建設 部 長 | 片 山 敬 治 君 |
| 企 業 局 長 | 酒 井 史 浩 君 | 教 育 長 | 池 田 誠 一 君 |
| 教 育 部 長 | 西 村 則 義 君 | 監 査 委 員 | 元 田 充 洋 君 |
| 会 計 管 理 者 | 二階堂 正一郎 君 | | |

午前10時01分 開会

○議長（中尾嘉男君） ただいまから、令和2年第3回玉名市議会臨時会を開会いたします。

日程に入ります前に申し上げます。

本日の応招議員は20名全員であります。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地方自治法第113条の規定に基づく、定足数の原則に沿った議会運営を行ないます。

議場に入場していない議員については、別室にて視聴しておりますことを申し上げます。

現在の出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

あわせて、感染拡大の防止のため、マスクの着用を許可いたします。

なお、今期臨時会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

徳村登志郎君、西川裕文君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中尾嘉男君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの臨時会の会期については、5月11日の議会運営委員会の結論に基づき、本日1日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（中尾嘉男君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） おはようございます。

令和2年第3回玉名市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、御出席をいただき、審議を進めていただきますことに対し、大変ありがたく、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本議会では、専決処分をさせていただきました補正予算案及び条例関係の承認と令和2年度補正予算案等の議案を御提案いたしております。

さて、世界的に猛威を振るっております新型コロナウイルスにつきましては、議員の皆様も御承知のとおり、世界経済を巻き込んだ大きな問題となっております。5月11日現在の世界保健機関の発表では、世界全体での感染者数の累計は約400万人、また5月12日現在の厚生労働省の発表では、日本での感染者数の累計は、クルーズ船感染者を除き1万5,874人、熊本県では48人となっているところでございます。

国内外におきまして、回復の兆しは見受けられますものの、まだまだ予断を許さない状況となっておりますが、現在はこれ以上の感染拡大がないことを願うとともに、1日でも早く事態が終息し、以前の日常生活に戻れることを期待しているところでございます。

次に本市におきましては、3月に1名の感染者を確認したものの、以降は感染者の報告はなく、これもひとえに、市民の皆様の努力のたまものであると感謝しているところでございます。しかしながら、本市は、熊本県北の玄関口として、新玉名駅を有しており、さらに特定警戒都道府県に指定されている福岡県との人口交流が多いことから、今後も緊張感を持続しながら万全の体制を取り、この新型コロナウイルス感染症対策を図っていかなくてはなりません。

また一方で、現在は、市内の各種イベントも中止が相次ぎ、市民の皆様にも御迷惑をおかけしております。特に金栗先生の功績を受けて2月23日に開催予定でありました「玉名いだてんマラソン2020」は、玉名市民総参加のもと大きな盛り上がり进行を期待していただけに残念でなりません。次回に期待を膨らませさらなるグレードアップのための準備をしまいたいと思っております。また一方で、昨年大河ドラマが「I DATEN」として、これはローマ字表記となりますが、大河ドラマ史上初めて、海外で放送されましたことは、このような状況下ではありますが、朗報であったと感じているところでございます。

さて、現在の市民生活に目を向けますと、長期化する自粛生活に多くの市民の皆様が疲労やストレスを抱えておられる事は承知いたしております。しかしながら、ご自身の

生命を守るため、周囲の大切な人の生命を守るため、そして人々の暮らしを守るためにも、今しばらく御協力いただきたいと思いますと考えております。

このような中、医療・福祉施設従事者の皆様におかれましては、全国で報じられておりますとおり、現場の最前線で果敢にコロナに立ち向かわれておられる姿に多くの賞賛の声が上がっております。このことに対しましては、感謝の言葉しかありません。これらの感染症対策は、保健所単位での対応となっており、県と市、そして市内の医療機関がそれぞれ緊密に連携し対応することが基本と言われております。玉名市といたしましても、早くからこの感染症対策には、大変危機感を感じておりましたことから、玉名郡市医師会、公立玉名中央病院、熊本県地域振興局、そして熊本県有明保健所と情報交換を行ない、感染状況の分析や対応策の共有、また、今後の相互協力、支援体制等について協議を進めているところでございます。いずれにせよ、関係機関との連携を密にして、感染拡大がないように感染予防を徹底していきたいと考えております。

さて、国の動きに戻りますが、5月4日には政府による緊急事態宣言が、全国一律で5月末まで延長されました。引き続き13の都道府県が「特定警戒都道府県」とされ、本県は、それ以外の「特定都道府県」とされたところです。また今回併せて、国の基本的対処方針が改定され、特に熊本県を含む「特定都道府県」におきましては「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持」との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととされておりました。

しかしながら、国の動向としては、明日の14日に緊急事態宣言の一部解除が見込まれており、熊本県を含む34の特定都道府県の解除を示されております。またこれに先立ち、熊本県におきましては、昨日、新規感染者の減少を受け、感染状況の地域区分を「感染拡大傾向期」から「感染確認地域」に引き下げられたことに伴い、外出の自粛解除がなされたところです。

このような状況の中で、現在、市内事業者の皆様は、それぞれに生き残りをかけて奮闘されておられることと思われませんが、経済的な影響を受ける事業者へのパッケージ支援と、さらに上乗せの支援を市が行なうことで、市内事業者の回復を促進していきたいと考えております。そこで玉名市といたしましては、現在、最も困っておられる飲食店や本市の観光資源の温泉旅館に重点的かつ迅速に支援を図ることを目的に、5月1日に補正予算を専決処分させていただき、緊急経済対策の第1弾として、飲食店特別支援金と宿泊施設特別支援金の受付を5月1日より開始し、5月8日から支給開始をいたしました。今議会には、市独自の緊急経済対策の第2弾を上程しているところでありますが、引き続き、第3弾、第4弾の検討も経済情勢を見極めながら進めてまいりたいと考えております。

また、ソフト的な取組といたしましても現在、約50社で実施されておりますテイク

アウト活動や、同じく約30社で実施されております前払いによる運営の支援を行なうクラウドファンディング事業が展開されております。市としましても、広報周知等のPR活動の支援を行ない、今後も広く市民に賛同をいただきながら支援拡大につなげていくと同時に、引き続き玉名市の実情に応じた取組を強化しながら、飲食店をはじめ、困難に直面しておられる市内事業者の皆様への支援についても全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国民1人当たり10万円を支給される特別定額給付金につきましては、既にオンラインによる受付を5月1日に開始し、今月の15日には振込を開始いたします。郵送による申請受付につきましても、急ピッチで準備を進めており、申請書発送を今月15日より行ない、今月末から振込が開始となります。これに伴い、密にならないことを前提に各支所では常時、そして本庁では1階ロビーにおいて、今月21日から相談窓口を開設し、市民の皆様をサポートを図ってまいります。

また、多くの市民の皆様が心配されておられる学校再開につきましては、昨日、熊本県教育委員会の見解が示されまして、分散登校や時間短縮などの感染防止策を講じることを条件に、早ければ今月の18日から前倒しできる旨の方針が出されましたので、熊本県教育委員会の方針を注視しながら、早急に市の対応を図りたいと考えております。いずれにせよ、緊張感をもちながら授業再開が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

続きまして、市内の公共施設の開放につきましては、各施設の現状がそれぞれ異なることから、感染防止対策を徹底した上で段階的に開放していきたいと考えており、市内全ての施設の再開は、現時点では6月1日を予定しております。そして、玉名市役所内の状況につきまして御説明いたしますと、現在は、「三つの密」を解消するために土日の振替休暇体制を導入する等の分散勤務を実施し、また各課の窓口ではアクリル板の設置等、感染防止に努めているところでございます。さらにこの新型コロナウイルスに係る問題は、将来の仕事の在り方や社会の在り方にも大きな影響を及ぼそうとしております。既に市役所内にもWeb会議室を設置し、オンライン会議を実施しております。このようなSNSをはじめとした通信環境と人が交わる社交環境は、これから大きく変化していくことが予想されますので、今後、庁内業務におきましても、このように新しい環境を取り入れた業務推進をさらに図ってまいりたいと考えているところでございます。

また庁内における新型コロナウイルス感染症対策の推進体制であります。2月20日に立ち上げました玉名市コロナウイルス感染症対策会議及び新型インフルエンザ等特別措置法に基づく対策本部会議をこれまで合わせて21回、必要に応じて随時開催してまいりました。その会議におきましては、各部長を中心に業務の情報共有を図り、迅速な対応について積極的に研究と議論を重ねているところでございます。

現在の新型コロナウイルスに係る問題は、明確な見通しが立たず、混沌とした状況にあります。玉名市といたしましても、今後、国及び県の動向を見極めながら、感染拡大防止に努めるとともに、市民の皆様の生命を守り、地域経済活動を維持するために、スピード感をもった対応に努めていきたいと考えております。

なお、ここで御説明できない玉名市の取組の全容につきましては、本日予定されております全員協議会で御説明させていただきたく存じます。

続きまして、令和2年度補正予算案についてですが、今回の補正予算関係では、専決処分2件、補正予算1件、報告案件といたしまして、繰越計算書の報告2件を御提案いたしております。

詳しくは、総務部長から提案理由説明の中で申し上げますので、これらの提案につきまして、よろしく御審議いただき、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、感染拡大防止のために、まだまだ市民の皆様には御苦勞をおかけすることになります。しかし、職員が一丸となり、市民全体もつながり、この難局を乗り越えたいと考えていますので、議員の皆様方には、引き続き御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。玉名市民の心を一つにして「ONE FOR ALL, ALL FOR ONE」の精神でこの困難を乗り越えてまいりましょう。本日の臨時会、大変お世話になります。

日程第4 市長提出議案上程

○議長（中尾嘉男君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第38号専決処分事項の承認について専決第3号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第45号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第2号）までの市長提出議案8件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（中尾嘉男君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいま上程いたしました各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） おはようございます。

私のほうから、補正予算関係につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りいたしております予算関係の資料の1ページを御覧いただきたいと思
います。

まず初めに、議第39号専決処分事項の承認について、専決第4号令和元年度玉名市
一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。

これは歳入において、市税の決算見込及び地方譲与税等の各種交付金の額が決定され
ましたことと、幼児教育・保育の無償化に伴う利用者負担金の減など、地方自治法第1
79条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ないましたので、同条第3項
の規定により議会の承認を求めるものでございます。

第1表歳入歳出予算補正については、歳入の科目内で調整を行なうもので、歳入歳出
総額の変更はございません。

補正の内容といたしましては、歳入の1款市税が1億5,000万円の追加、2款地
方譲与税は767万8,000円の追加、6款地方消費税交付金は2億5,488万8,
000円の減額、10款地方特例交付金は7,137万9,000円で、幼児教育・保育
の無償化に係る負担割合に基づき、地方が負担する部分に対し交付される子ども・子育て
支援臨時交付金などでございます。

11款地方交付税は普通交付税で、2億5,970万7,000円の追加でござい
ます。

13款分担金及び負担金は8,956万4,000円の減額で、幼児教育・保育の無償
化に伴う利用者負担金の減によるものでございます。

15款国庫支出金は8,977万6,000円の追加で、幼児教育・保育の無償化に係
る負担割合に基づき国が負担する子どものための教育・保育給付費負担金の増でござい
ます。

16款県支出金は5,924万1,000円の追加で、主なものは熊本地震復興基金交
付金に係る事業費の決定によるものでございます。

19款繰入金は、財政調整基金繰入金で2億6,567万4,000円の減額で、今回
の財源調整でござい
ます。

20款繰越金は2,208万円で、前回までの補正で計上しておりました繰越金の決
算との差額を全額追加いたしております。

2ページでござい
ます。

次に、議第44号専決処分事項の承認について、専決第9号令和2年度玉名市一般
会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う国の第1次補正予算に早急
に対応するため、補正を行なう必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規
定により、5月1日付で専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の
承認を求めるものでござい
ます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ67億8,042万円を追加し、総額を390億2,842万円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、15款国庫支出金は67億2,863万6,000円の追加で、国の第1次補正予算に係る「特別定額給付金」と「子育て世帯への臨時特別給付金」などによるものでございます。

15款県支出金は506万8,000円の追加で、本年3月からの特別支援学校などの臨時休校に伴う、放課後等デイサービス支援事業補助金の追加によるものでございます。

20款繰越金は4,671万6,000円の追加で、今回の補正の財源調整でございます。

次に歳出につきましては、3つの柱で御説明いたします。

1つ目の柱といたしまして、中小・小規模事業者に対する本市独自の緊急経済対策第1弾といたしまして、3事業4,024万2,000円を計上いたしております。

まず、「飲食店特別支援金」は市内に事業所を有する飲食店で、店舗等で飲食物を提供する中小・小規模事業者に対し一律10万円を給付するもので、300件を見込み3,000万円を計上いたしております。

次に、「宿泊施設特別支援金」は市内に事業所を有する宿泊施設事業者に対し、部屋数及び収容人数の基準に応じ最大100万円を給付するもので、1,000万円を計上いたしております。

次に、「テイクアウト・デリバリー支援事業」としまして、玉名商工会議所ホームページに登録された市内のテイクアウト・デリバリー店舗に対しのぼり旗を配布するものです。

そして2つ目の柱といたしまして、国の第1次補正予算に対応する事業で3事業67億2,453万6,000円を計上いたしております。

まず、「特別定額給付金」は、令和2年4月27日現在におきまして、住民基本台帳に登録されている方、1人につき10万円の給付を行なうもので、66億3,240万2,000円を計上いたしております。

次に、「子育て世帯への臨時特別給付金」は、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円の臨時特別給付金を支給するもので、8,826万4,000円を計上いたしております。

次に、「住居確保給付金」は、休業等に伴う収入減により、離職や廃業と同程度の状況に至り住居を失うおそれが生じている方に対する給付金で、387万円を計上しております。

3ページでございます。

3つ目の柱といたしまして、新型コロナウイルス対策関連など、4事業1,564万2,000円を計上しております。

主なものといたしまして、公共施設等の手指消毒、施設内の消毒のためのアルコール消毒液購入や避難所での飛沫感染対策のテント購入費及び特別支援学校などの臨時休校に伴う放課後等デイサービスの利用増に係る経費などがございます。

4ページでございます。

次に、議第45号令和2年度玉名市一般会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

今回御提案いたします補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済や住民生活を早急に支援するため、補正を行なう必要が生じたので、御提案いたしますものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億715万8,000円を追加し、総額を392億3,557万8,000円とするものでございます。

まず、歳入は19款繰入金で2億715万8,000円の追加で、財政調整基金繰入金がこの補正財源でございます。

次に、歳出につきましては、2つの柱で御説明いたします。

1つ目の柱といたして、中小・小規模事業者に対する本市独自の緊急経済対策第2弾といたしまして、2事業2億円を計上しております。

まず、「事業継続支援金」は、国の持続化給付金対象外となる、事業収入が前年同月比減少率30%以上、50%未満の事業者に対し、前年収入からの減少額を中小企業上限20万円、個人事業主上限10万円として給付を行なうもので1億2,500万円を追加いたしております。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策金融円滑化特別資金利子補給金」は、本市に主たる事業所がある中小企業者で、令和2年12月31日までの間に熊本県の金融円滑化特別資金の融資を受け、その融資に係る利子のうち、融資を受けた日から3年を経過する日までの間に支払うべき利子に相当する額を1年ごとに支払うもので本年度分7,500万円を追加いたしております。

2つ目の柱として、独り親世帯に対する本市独自の生活支援対策として715万8,000円を計上しております。

内容といたしましては、「ひとり親世帯への臨時特別給付金」として、児童扶養手当受給者1人につき1万円を給付するものでございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

私のほうからは、専決処分に関する議案5件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第38号専決処分事項の承認についてでございますが、これは、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、専決処分により玉名市介護保険条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、これまで消費税による公費を投入した低所得者の介護保険料を段階的に一部軽減してきたところでございますが、消費税10%への引上げによる増収分の税収が満額入ることとなることに伴いまして、軽減の完全実施を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度以後の年度分の保険料について適用するものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

議第40号専決処分事項の承認についてでございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、専決処分により玉名市税条例等の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、まず、個人住民税における未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し等に伴う所要の改正を行なうものでございます。

また、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応といたしまして、現に所有している者に対する申告義務の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大等を図るための所要の改正を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は一部を除き、令和2年4月1日から施行するものでございます。

16ページをお願いいたします。

議第41号専決処分事項の承認についてでございますが、これも前号同様に地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市都市計画税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容といたしましては、地方税法の一部改正に伴いまして、法律の規定を引用しております条例中の規定に項ずれが生じたことから、その整備を行なうものでござ

ざいます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度以後の年度分の都市計画税から適用するものでございます。

19ページをお願いいたします。

議第42号専決処分事項の承認についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、玉名市国民健康保険税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容といたしましては、課税限度額を改正前の96万円から99万円に上げるものでございます。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準額につきまして、5割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき額を現行の28万円から28万5,000円に、2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき額を現行の51万円から52万円にそれぞれ引上げ、軽減対象世帯の拡大を図るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

議第43号専決処分事項の承認についてでございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置といたしまして、徴収猶予の特例に係る手続その他所要の改正を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、一部を除き、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

日程第6 報告（2件）

○議長（中尾嘉男君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第5号令和元年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてほか1件の報告があります。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） それでは、報告2件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、報告第5号及び報告第6号の繰越計算書の報告について御説明申し上げます。
議案書の24ページ及び26ページをお願いいたします。

下水道事業会計及び農業集落排水事業会計につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

議案書の25ページをお願いします。

報告第5号令和元年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

令和2年度への繰越事業といたしまして、公共下水道事業が1件となっております。

繰越額は1億1,573万円、財源内訳といたしまして、国庫補助金5,380万6,349円、公共下水道事業債5,390万円、損益勘定留保資金802万3,651円となっております。

内容としまして、大坊地区汚水枝線管路工事3工区及び公共下水道立願寺汚水中継ポンプ場建設工事業務委託でございます。

理由としまして、関係機関との協議に不測の日数を要し、事業の着手が遅れたためでございます。

議案書の27ページをお願いいたします。

報告第6号令和元年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

令和2年度への繰越事業といたしまして、農業集落排水事業が1件となっております。

繰越額は503万9,842円、財源内訳としまして、県補助金170万円、損益勘定留保資金333万9,842円となっております。

内容といたしまして、横島町地区中継ポンプ場施設更新工事でございます。

理由といたしまして、使用材料の納期遅延により、工期内での竣工が困難になったためでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で報告の説明は終わりました。

日程第7 議案の委員会付託

○議長（中尾嘉男君） 日程第7、「議案の委員会付託」を行ないます。

改めて、議第38号専決処分事項の承認について専決第3号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第45号令和2年度玉名市一般会計補正予算

(第2号)までの市長提出議案8件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております、議案8件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

- 議第39号 専決処分事項の承認について 専決第4号
令和元年度玉名市一般会計補正予算(第9号)
- 議第40号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第41号 専決処分事項の承認について 専決第6号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第43号 専決処分事項の承認について 専決第8号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第44号 専決処分事項の承認について 専決第9号
令和2年度玉名市一般会計補正予算(第1号)
(総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、②総務費、⑨消防費)
- 議第45号 令和2年度玉名市一般会計補正予算(第2号)
(総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部)

建設経済委員会

- 議第44号 専決処分事項の承認について 専決第9号
令和2年度玉名市一般会計補正予算(第1号)
(第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑦商工費)
- 議第45号 令和2年度玉名市一般会計補正予算(第2号)
(第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑦商工費)

文教厚生委員会

- 議第38号 専決処分事項の承認について 専決第3号
玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第42号 専決処分事項の承認について 専決第7号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第44号 専決処分事項の承認について 専決第9号

令和2年度玉名市一般会計補正予算（第1号）

（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費、④衛生費、⑩教育費）

議第45号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第2号）

（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費）

○議長（中尾嘉男君） 各常任委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。
委員会審査のため、休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午後 3時56分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

現在の出席議員は、先ほど出席の議員と入替えを行ない、12名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第8 委員長報告

○議長（中尾嘉男君） 日程第8、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の結果と経過について、各委員長の報告を求めます。

議第38号専決処分事項の承認について専決第3号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第45号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第2号）までの市長提出議案8件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。
委員長の報告を求めます。

建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 本日、建設経済委員会に付託されました、議案2件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第44号専決処分事項の承認について専決第9号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ67億8,042万円の追加。総額を390億2,842万円とするものであります。

建設経済委員会関係は、7款商工費で、4,024万2,000円の追加。内容は、市内に事業所を有する飲食店で、店舗等で飲食物を提供する中小・小規模事業者に対し一律10万円を給付する「飲食店特別支援金」、300件分3,000万円、市内に事業所を有する宿泊施設事業者に対し、部屋数及び収容人数の基準に応じ、最大100万円を給付する「宿泊施設特別支援金」として1,000万円、その他、玉名商工会議所ホームページに登録された市内のテイクアウト・デリバリー店舗に対し、のぼり旗を配布する「テイクアウト・デリバリー支援事業」の追加であります。

まず、委員から、飲食店特別支援金についての現状は、との質疑があり、執行部から、5月1日より支給を開始している。5月12日現在で飲食店が117件、宿泊施設10件の申込みがあっており、既に飲食店3件に支給済である。今週末、飲食店に66件と宿泊施設に6件の支給を予定している、との答弁でありました。

次に、委員から、支援金の申請方法は、との質疑があり、執行部から、受付は商工政策課の窓口でも行なうが、郵送でも受付を行なっている、との答弁でありました。

次に、委員から、飲食店、宿泊施設からの相談等はあるのか、との質疑に、執行部から、飲食店、宿泊施設に限らず1日平均10数件ほど相談をいただいている。商工会議所には昨日までに238件、商工会には1日平均5件程度の相談があると伺っている、との答弁でありました。

次に、委員から、飲食店数と宿泊施設数の根拠は、との質疑があり、執行部から、平成28年度の経済センサスで飲食店が250軒程度。その後の増減を考慮して300件としている。宿泊施設は20軒であるため20件としている、との答弁でありました。

以上審査を終了し、採決の結果、議第44号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第45号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ2億715万8,000円の追加。総額を392億3,557万8,000円とするものであります。

建設経済委員会関係は、7款商工費で、2億円の追加。内容は、国の持続化給付金対象外となる、事業収入が前年同月比減少率30%以上、50%未満の事業者に対し、前年収入からの減少額を中小企業上限20万円、個人事業主上限10万円として給付を行なう「事業継続支援金」1億2,500万円、本市に主たる事業所がある中小事業者で、令和2年12月31日までの間に熊本県の金融円滑化特別資金の融資を受け、その融資に係る利子のうち、融資を受けた日から3年を経過する日までの間に支払うべき利子に相当する額を1年ごとに支払う「新型コロナウイルス感染症対策金融円滑化特別資金利子補給金」として本年度分7,500万円を追加するものであります。

委員から、事業継続支援金について収入の基準は、との質疑があり、執行部から、収

入が最も落ち込んでいる月と昨年の同月の比較である。収入が5割以上落ちていれば国の対象となり、国の対象とならない3割から5割の落ち込みが市の対象となる、との答弁でありました。続けて委員から、売上げの数値は何を基にするのか、との質疑があり、執行部から、2019年の売上げは、確定申告書、2020年の売上げは売上元帳を基にしている、との答弁でありました。

次に、委員から、事業継続支援金の算出根拠は、との質疑があり、執行部から、平成28年の経済センサスを基にしている。いわゆる経済統計調査を基にしている、との答弁でありました。事業者が2,500社のうち、売上げの減少率が50%以上ある事業者が3割、売上げの減少率が30%から50%の事業者が3割を見込んでいる、との答弁でありました。

続けて委員から、事業継続支援金は交付金の対象となるのか、との質疑があり、執行部から、事業継続支援金は、国の交付金の対象となると聞いているが、国の持続化給付金と重複しないようにしないといけないことから国の持続化給付金の対象外の部分について制度設計している、との答弁でありました。

次に、委員から、県の事業継続支援金との併給はできるのか、との質疑があり、執行部から、県の事業継続支援金との併給はできる。提出書類等については、できるだけ申請者の負担とならないように簡素化したいと考えている、との答弁でありました。

次に、委員から、新型コロナウイルス感染症対策金融円滑化特別資金利子補給金について、3年間均等割なのか、3年間の計算方法は、との質疑があり、執行部から、現在セーフティネット保障の申請を199件受けており、融資を250件見込んでいる。2,000万円の融資で利子が平均1.5%、250件で積算している、との答弁でありました。

続けて委員から、3年間、250件で積算するのか、との質疑があり、執行部から、利子補給の申請は来年1月を予定している。12月に数字が確定してから、必要があれば補正を行なう予定である、との答弁でありました。

以上審査を終了し、採決の結果、議第45号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、建設経済委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 文教厚生委員長 内田靖信君。

[文教厚生委員長 内田靖信君 登壇]

○文教厚生委員長（内田靖信君） 今期、文教厚生委員会に付託されました、議案4件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第38号専決処分事項の承認について専決第3号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、玉名市介護保険条例の一部改正を行なったため、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

主な改正内容は、これまで段階的に実施してきた消費税による公費を投入した低所得者の介護保険料の一部軽減を、消費税10%への引上げによる増収分の税収が満額入ることとなることに伴い、軽減の完全実施を行なったものであります。

本件に関しては特に質疑もなく、審査を終了し採決の結果、議第38号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第42号専決処分事項の承認について専決第7号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、玉名市国民健康保険税条例の一部改正を行なったため、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容は、課税限度額を改正前の96万円から99万円に引き上げるとともに、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準額について、5割軽減対象世帯及び2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき額をそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡大を図るものであります。

委員から、限度額引上げによる課税対象は何世帯か、との質疑があり、執行部から、前年所得が確定していないため、1年前のデータでは842世帯であるとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第42号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第44号専決処分事項の承認について専決第9号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ67億8,042万円を追加し、総額を390億2,842万円とするものであります。

3款民生費は1億227万円の追加で、主な内容は、国の第1次補正予算に対応する事業で、児童手当を受給する世帯へ児童1人当たり1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金と休業等に伴う収入減により離職や廃業と同程度の状況に至り住居を失うおそれが生じている方に対する住居確保給付金などであります。

4款衛生費は212万円の追加で、新型コロナウイルス感染症対策事業で妊婦へのマスク配布経費などであります。

10款教育費は281万5,000円の追加で、産休代替職員の人件費等であります。

委員から、新型コロナウイルス感染症対策で購入するアルコール消毒液と次亜塩素酸ナトリウムは使い分けをするのか、との質疑があり、執行部から、手指用のアルコール

消毒液は現在のところ備蓄分や購入で対応できている。次亜塩素酸ナトリウムは、万一、庁舎等施設でコロナウイルス感染症が発生した場合に消毒作業で使用する予定である、との答弁でした。

次に、委員から、住居確保給付金に関連して、コロナウイルス感染症は災害と捉えることができると思うが、災害時における公営住宅の確保はどうなっているか、との質疑に、執行部から、市営住宅10戸を確保しており、コロナウイルス感染症の影響で住居を喪失する事例があれば対応していきたい、との答弁でした。

次に、委員から、子育て世帯への臨時特別給付金は、4月分の児童手当に上乗せして支給されるのか、との質疑があり、執行部から、4月分の児童手当は6月に給付するがそのときに併せて支給する、との答弁でした。

その他、住居確保給付金の積算件数の根拠、要件、給付額について質疑がありました。

以上審査を終了し、採決の結果、議第44号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第45号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第2号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ2億715万8,000円を追加し、総額を392億3,557万8,000円とするものであります。

3款民生費は715万8,000円の追加で、内容は、本市独自の生活支援対策である、ひとり親世帯への臨時特別給付金であります。

本件に関しては特に質疑もなく、審査を終了し採決の結果、議第45号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他、遠隔授業にも使える小・中学校のタブレット端末購入について質疑がありました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 総務委員長 近松恵美子さん。

[総務委員長 近松恵美子さん 登壇]

○総務委員長（近松恵美子さん） 今期、総務委員会に付託されました案件は、議案6件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第39号専決処分事項の承認について専決第4号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

歳入歳出予算補正については、歳入の科目内での調整を行なうもので、歳入歳出総額の変更はないものとして、歳入の項目ごとに説明がありました。

歳入の主なものは、地方消費税交付金2億5,488万8,000円の減、19款繰入金は、財政調整基金繰入金2億6,567万4,000円の減額で、財源調整であります。

まず、委員から、地方消費税交付金の減額の要因は、との質疑があり、執行部から、当初予算での見込み過ぎによりずれが生じたためである、との答弁でした。

次に、委員から、固定資産税で1億円の追加となった理由は、との質疑があり、執行部から、JR特例の縮小、廃止及び県内中小企業の設備投資が上向き傾向等により、償却資産に係る税収が当初見込額より増額したためである、との答弁でした。

次に、委員から、民生費負担金で8,956万4,000円の減額となっているのは利用者負担金として保護者からもらって返すのではなく、予算を入替えただけなのか、との質疑があり、執行部から、令和元年度の予算編成時には無償化の影響がはっきりとしていなかったため、保護者負担金を予算化していた。無償化になったため、保護者負担金をなくし、国庫負担金や国・県支出金へ振り替えたものである、との答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第39号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第40号専決処分事項の承認について専決第5号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市税条例等の一部改正を行なうもので、主な改正内容は、個人住民税における未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税の改正であります。

まず、委員から、固定資産税において、玉名市の所有者不明の固定資産はどのくらいあるのか。また、所有者がわからず、使用者の方に登録してもらっても課税にはならないのか、との質疑があり、執行部から、土地については評価額の合計が30万円以下である場合は課税できない。所有者が特定できていない土地等のうち、農地、山林等が多く、課税がされていないため今のところ全体の実態把握はできていない状況である。そして、所有者の移転がなされ、納税義務者がわかっても、評価額の合計が30万円以下であれば、課税されない、との答弁でした。

次に、委員から、使用者を所有者とみなして課税した場合、支払いを拒否された場合はどうなるのか、との質疑があり、執行部から、使用者の経緯、実態等十分情報を聞き取り、課税への理解を求めた上で課税することになる、との答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第40号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第41号専決処分事項の承認について専決第6号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市都市計画税条例の一部改正を行なうものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第41号については、原案

のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第43号専決処分事項の承認について専決第8号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市税条例の一部改正を行なうもので、主な改正内容は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置とし、徴収猶予の特例に係る手続、その他所要の改正を行なうものであります。

まず、委員から、徴収猶予について、個人事業主の方はなかなか困難な方もいるのではないかと、説明をして対象となる人が猶予したいという意向を酌んだことにしてほしい、との質疑があり、執行部から、前年度対比など難しい方もおられると思う。聞き取りを行ない、柔軟に対応していきたい、との答弁でした。

次に、委員から、どのくらい相談があっているのか、との質疑があり、執行部から、今のところ、申請者はない。電話において、仕組み等の問合せや相談等で10数件あった、との答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第43号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第44号専決処分事項の承認について専決第9号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ67億8,042万円を追加し、総額を390億2,842万円とするものであり、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う国の第1次補正予算に早急に対応するものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金67億2,863万6,000円の追加で、「特別定額給付金」と「子育て世帯への臨時特別給付金」などであります。

歳出につきましては、「特別定額給付金」で、住民基本台帳に登録されている方、1人につき10万円の給付を行なうもので、66億3,240万2,000円。新型コロナウイルス対策関連で207万1,000円。主なものは、公共施設等のアルコール消毒液購入や避難所での飛沫感染対策のテント購入費などであります。

まず、委員から、申請をして、通帳に入るまで何日かかるのか、の質疑があり、執行部から、5月15日に郵送し、21日から受付を始め、早ければ、5月29日に第1回目の振込を行なう。オンライン申請では5月1日から受け付け、5月15日が第1回目の振込になる予定である、との答弁でした。

次に、委員から、8日から9日ほど、日数がかかるとの事であるが、もう少し早く出来ないのか、との質疑があり、執行部から、受け付けた後、審査、口座登録した後に振込になる。間違いなく、確実に給付するため、ある程度日数が必要となる、との答弁でした。

次に、委員から、個人への10万円の振込は差押えの対象になるのか、との質疑があり、執行部から、差押禁止法により、差押えすべきではない。税法に基づいて、滞納者の方には十分配慮して対応する、との答弁でした。

以上審査を終了し、裁決の結果、議第44号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第45号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第2号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ2億715万8,000円を追加。総額を392億3,557万8,000円とするものであり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済や住民生活を早急に支援するためのものであります。

歳入は、19款繰入金で2億715万8,000円の追加で、財政調整基金繰入金で今回の補正財源であります。

まず、委員から、本市独自の緊急経済対策として10万円、100万円と支援金が提案されているが、金額の根拠は何か、との質疑があり、執行部から、飲食店については10万円を市の方から交付し、早く届けたいと思っている。ホテル・旅館については限度額100万円とし、16件の対象がある。施設の大きさ等基準を設けて20万円から100万円の間の交付となる。一律100万円ではない、との答弁でした。

次に、委員から、一般財源を充てても対応すべきでは、との質疑があり、執行部から、市の持ち出しも含めて今後対応していきたい、との答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第45号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 4時22分 休憩

午後 4時25分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は、20名であります。

日程第9 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（中尾嘉男君） 日程第9、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してあります議案の中で、議第42号専決処分事項の承認について専決第7号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については反対をいたします。

この条例改正は、国民健康保険税の課税限度額が96万円から99万円に増税になるものであります。同時に国保税の5割軽減と2割軽減の対象が広がる改正であります。現在、新型コロナウイルスが世界中に蔓延をしております。戦後最悪の事態、コロナ危機からの脱出は、自粛についての市民の協力と市民の命と暮らしと生業を守るスタンスが不可欠であります。緊急事態宣言が継続する中で、暮らしの苦難が拡大する状況の下、国民健康保険税の課税限度額が引き上がることについては、私は反対をいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、専決処分予算議案の採決に入ります。

議第39号 専決処分事項の承認について 専決第4号

令和元年度玉名市一般会計補正予算（第9号）

議第44号 専決処分事項の承認について 専決第9号

令和2年度玉名市一般会計補正予算（第1号）

以上、専決処分予算議案2件について、採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第39号及び議第44号に対する各委員長の報告は、いずれも承認であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第39号及び議第44号については、承認することに決定いたしました。

続いて、予算議案の採決に入ります。

議第45号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第2号）

以上、予算議案1件について、採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第45号に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第45号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、専決処分条例議案の採決に入ります。

議第42号 専決処分事項の承認について 専決第7号

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、専決処分条例議案1件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第38号 専決処分事項の承認について 専決第3号

玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第40号 専決処分事項の承認について 専決第5号

玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議第41号 専決処分事項の承認について 専決第6号

玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議第43号 専決処分事項の承認について 専決第8号

玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、専決処分条例議案4件について、採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第38号、議第40号、議第41号及び議第43号に対する各委員長の報告は、いずれも承認であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第38号、議第40号、議第41号及び議第43号については、承認することに決定いたしました。

議第42号 専決処分事項の承認について 専決第7号

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第42号に対する委員長の報告は、承認であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、議第42号については、承認することに決定いたしました。

以上で、今期臨時会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 令和2年第3回の臨時会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

今議会、提案をさせていただきました令和2年度玉名市一般会計補正予算等の議案に対しまして、慎重に御審議をいただき、承認、議決をいただきましたことを改めて厚く御礼申し上げます。大変ありがとうございます。

開会の冒頭でも申し上げましたが、新型コロナウイルスに係る情勢につきましては、まだまだ予断を許さない状況となっております。引き続き、市民の皆様の安心安全のため、感染拡大防止と経済の維持、回復に全力で当たってまいります。

6月定例会も控えておりますが、特に、このたび、御承認いただきました予算の執行につきましては、スピード感をもって対応していきたいと考えておりますし、引き続き、国及び県の動向を見極めながら、経済対策を含め、第3弾、第4弾の検討を進めてまいります。

また一方で、市民の皆様には、先行きの見えない状況の中で、不安に感じておられる方も多いというふうに思われます。感染拡大防止のために、市民の皆様、そして議員の皆様にも、まだまだ御苦勞をおかけすることになりますが、今しばらく御協力いただきますようお願い申し上げます。

未来は、私たちの行動にかかっています。少しでも早く、当たり前だった日常を取り戻せるよう、玉名市全体でつながり、一丸となってこの難局を乗り越えなければなりません。私自身先頭に立って職員と一丸となって、感染拡大防止と経済の維持・回復に向けて精一杯、取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても、引き続き、御指導と御支援をいただきますようお願い申し上げます。第3回臨

時議会の閉会に当たりましての、御礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） これにて、本会議を閉じ、令和2年第3回玉名市議会臨時会を閉会いたします。

午後 4時36分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 中 尾 嘉 男

玉名市議会議員 徳 村 登志郎

玉名市議会議員 西 川 裕 文